

第 15 号議案

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

スクールソーシャルワーカーの新設に伴い、報酬等に関し条例で定める必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表就学支援委員会委員の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|----------------|
| スクールソーシャルワーカー | 予算の範囲内で市長が定める額 |
|---------------|----------------|

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。